

こども歴史文化館の博物館登録について

1 登録の要件

「博物館法第 12 条」および「博物館の登録審査基準要綱」が定める「博物館資料」、「職員」、「建物及び土地」、「開館日数」の各基準を満たしていると、都道府県の教育委員会が認める施設。具体的要件は以下の通り。

審査の結果、いずれの要件もクリアしている。

①博物館資料

- ・質量ともに教育、学術、文化の発展に寄与するものであること
- ・資料利用のために必要な説明、指導、助言などの教育的配慮が払われていること
- ・資料は原則として実物であること
- ・採取、購入、寄贈、寄託、製作、交換等によって収集されたものであること

②職員

- ・館長および学芸員のほか、必要な職員を有すること

③建物及び土地

- ・約 165m²以上の建物があること
- ・陳列室、資料保管室、事務室等が整備されているなど、一般公衆が利用する建物・土地があること

④開館日数

- ・年間 150 日以上開館

2 登録のメリット

(1) 他館との連携の促進

- ・収蔵品の貸借が容易になり、企画展等を充実させることが可能

(2) 社会的信用性の向上

- ・博物館としての信用を高めることにより、福井県にゆかりのあるコレクションの所有者との寄贈・寄託交渉を促進

3 登録の理由

- ・25年度には、「ちはやふる かるた王国展」や「岡倉天心展」、「エッセル・エッシャー展」など、芸術性や文化財的価値の高い作品等を扱う必要がある。
- ・貴重資料の借用交渉を円滑に進めていくため、博物館登録を行いたい。
 - かるた王国展 : 時雨殿 (京都) から近世の百人一首、講談社から原画を借用
 - 岡倉天心展 : 横浜開港記念館から開花絵 (錦絵) 等を借用
 - エッセル・エッシャー展 : 三重県立美術館やハルステンボス美術館から木版画を借用